



2017年5月18日

各 位

会 社 名 東武鉄道株式会社
代 表 者 名 取締役社長 根津 嘉澄
(コード番号 9001 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務法務部課長 白鳥 毅
(TEL. 03 - 5962 - 2067)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、2017年6月23日開催予定の第197期定時株主総会（以下「本定時株主総会」と言います。）に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は2018年10月1日までとされております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2017年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2 株式併合

(1) 株式併合の目的

前記「1 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

2017年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	1,075,540,607株
併合により減少する株式数	860,432,486株
併合後の発行済株式総数	215,108,121株

「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合にもとづき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

2017年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	67,332名（100.0%）	1,075,540,607株（100.0%）
5株未満	616名（0.9%）	927株（0.0%）
5株以上	66,716名（99.1%）	1,075,539,680株（100.0%）

※ 前記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様616名（所有株式数の合計927株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様のお取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には添付資料「（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A」に記載の株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（2017年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（2017年10月1日付）
20億株	4億株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3 定款の一部変更

(1) 変更の目的

前記「1（1）変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更すること

を目的に、現行定款第6条第2項を変更するとともに、前記「2（5）効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条第1項を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数、単元株式数)	(発行可能株式総数、単元株式数)
第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>20億</u> 株とする。	第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4億</u> 株とする。
2 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	2 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	2017年5月18日
定時株主総会開催日	2017年6月23日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	2017年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	2017年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	2017年10月1日（予定）

※ 前記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は2017年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2017年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを今回100株に変更するものであります。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、単元株式数を100株に変更することにあわせて、5株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は2018年10月1日までとされております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとする水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

具体例を挙げてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、所有株式数および資産価値等は、理論上は次のとおりとなります。

	株式併合前	株式併合後	備考
所有株式数	1,000株	200株	5分の1
株価	500円	2,500円	5倍
資産価値	50万円	50万円	変化なし

Q 5 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 5 株式併合後の株主様のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体例を挙げてご説明いたしますと、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権数	株式数	議決権数	端数株式
例①	3,090 株	3 個	618 株	6 個	なし
例②	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例③	777 株	0 個	155 株	1 個	0.4 株
例④	30 株	0 個	6 株	0 個	なし
例⑤	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（前記の例③⑤のような場合）は、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して処分し、その代金を、端数株式が生じた株主様に対して、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、2017年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様のお取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（前記の例⑤の場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 6 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響を生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

具体例を挙げてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、1株当たり年間配当金および受取配当金総額等は、理論上は次のとおりとなります。

	株式併合前	株式併合後	備 考
所有株式数	1,000 株	200 株	5分の1
1株当たり年間配当金	6 円	30 円	5倍
受取配当金総額	6,000 円	6,000 円	変化なし

株式併合後の「1株あたり年間配当金」は、株式併合前の年間配当金額および株式併合割合にもとづき算出した理論値であります。

Q 7 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A 7 株主優待制度については、株式併合の割合に応じて発行基準を変更するとともに、100株以上200株未満の発行基準を新設いたします。当該基準については、2018年3月31日現在の株主名簿に記載されている株主様への発送分より適用いたします。（2018年6月発送予定）

詳細につきましては、本日別途開示の「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8 特に必要なお手続きはございません。

Q 9 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 9 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様のお取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 10 株式併合後も、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A 10 株式併合後においても、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様のお取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 11 次のとおり予定しております。

2017年5月18日	取締役会決議日
2017年6月23日	定時株主総会開催日
2017年9月27日	100株単位での売買開始日
2017年10月1日	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日
2017年10月下旬	株式割当通知の発送（予定）
2017年12月上旬	端数株式処分代金のお支払い（予定）

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問い合わせならびに単元未満株式の買増制度および買取制度、その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様のお取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

(株主名簿管理人)

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 平日9時～17時

以 上